

洪水警報・注意報

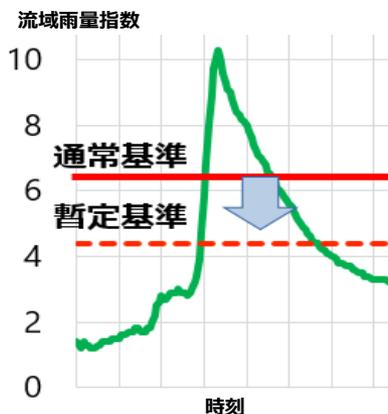
■ 暫定的な運用の状況（令和6年1月9日～継続中）

通常基準の7割	志賀町、七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、中能登町、能登町
---------	------------------------------

■ 暫定的な運用の概要

地震により比較的少ない降雨でも災害が発生する可能性がある場合、地震の影響を受けた地域で通常よりも警戒を高めるため、気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用。

河川施設の復旧状況や降雨と災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更・解除。



暫定基準設定のイメージ

土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報

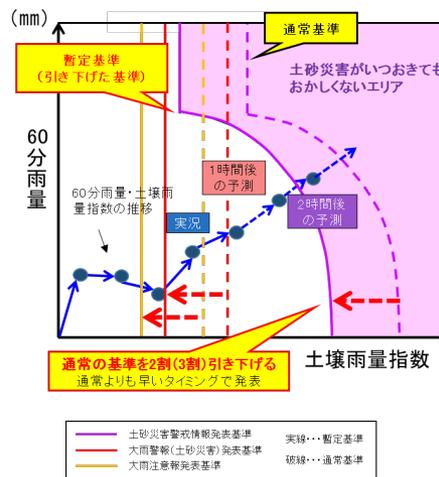
■ 暫定的な運用の状況（令和6年1月1日～継続中）

通常基準の7割 （震度6弱以上）	志賀町、七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、中能登町、能登町
通常基準の8割 （震度5強）	羽咋市、宝達志水町

■ 暫定的な運用の概要

地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常よりも高まっている場合、地震の影響を受けた地域で通常よりも警戒を高めるため、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用（震度5強で通常基準の8割、震度6弱以上で通常基準の7割）。

地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更・解除。



暫定基準設定のイメージ

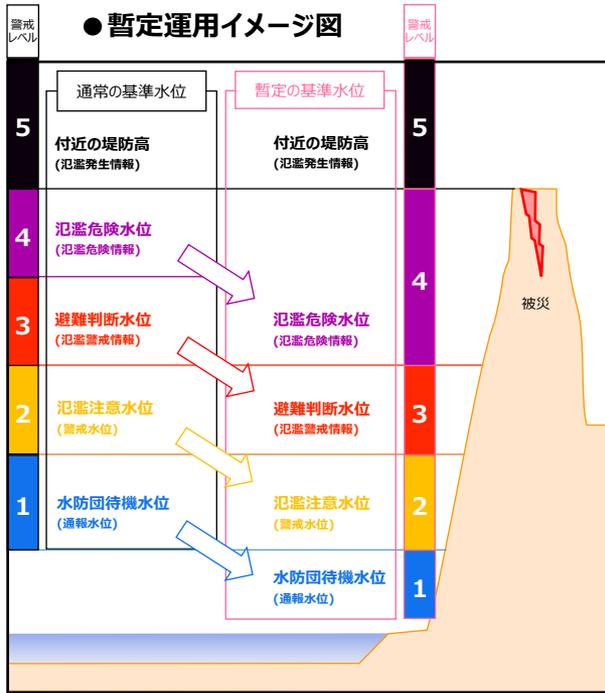


地震影響域を「一」で表示
情報発表イメージ

広範囲に甚大な被害を受けた石川県内の9河川について、令和6年4月1日から基準水位を引き下げた暫定運用を実施中

堤防や護岸が広範囲にわたって被災し、その機能が著しく低下している河川について、水防活動の目安となる各基準水位を通常より1段階引き下げた暫定運用を行い、早期の警戒体制を確立。

● 暫定運用イメージ図



● 基準水位の種類

氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町長の避難指示の発令判断の目安となる。
避難判断水位	市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる。
氾濫注意水位 (警戒水位)	洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位であり、水防団の出動の目安となる。
水防回待機水位 (通報水位)	各水防機関が水防体制に入る水位である。

● 堤防や護岸が被災(沈下・亀裂等)

出水に対し早めの警戒が必要

**基準水位を一律引き下げ
(暫定基準の適用)**

● 災害復旧事業の完了

地震前の堤防や護岸の機能確保

**基準水位を一律引き上げ
(暫定基準の解除)**

